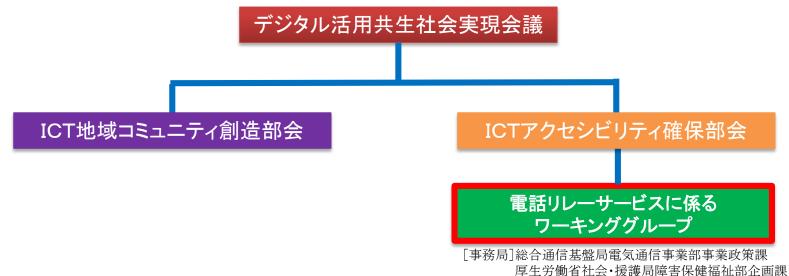
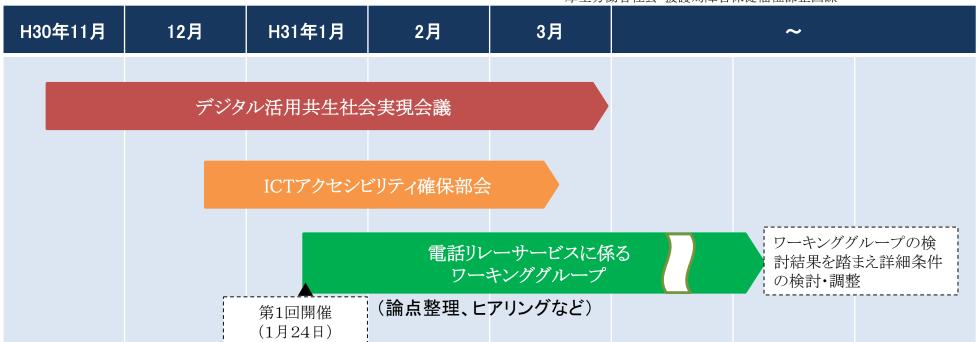
# 電話リレーサービスに係る ワーキンググループ検討状況の報告

電話リレーサービスに係るワーキンググループ事務局

## 「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」





### 「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」における検討状況

	開催日	議事	概要
第1回	平成31年 1月24日	〇 事務局説明(電話リレーサービスの現状、検討事 項等)	〇 各構成員からコメント
第2回	2月21日	<ul> <li>○ プレゼンテーション①</li> <li>・全日本ろうあ連盟</li> <li>・日本財団</li> <li>・株式会社プラスヴォイス</li> <li>・株式会社シュアール</li> <li>・全国聴覚障害者情報提供施設協会</li> <li>・日本電信電話株式会社</li> </ul>	〇 当事者、電話リレーサービス事業 者等から電話リレーサービスの現状、 課題等についてプレゼンテーション、 意見交換
第3回	3月8日	○ プレゼンテーション②     ・井上 正之構成員(筑波技術大学 産業技術学部 産業情報学科 准教授)・日本財団     ・川森 雅仁構成員(慶應義塾大学大学院 政策・ メディア研究科 特任教授)     ・株式会社三菱UFJ銀行     ・全日本空輸株式会社     ・聴力障害者情報文化センター  ○ 事務局説明(電話リレーサービスに係る検討に当 たっての基本的な考え方)	<ul><li>○ 諸外国の状況、ITUにおける電話リレーサービスの標準化、民間事業者の取組、オペレーターとなり得る手話通訳士の養成の現状等についてプレゼンテーション、意見交換</li><li>○ 基本的な考え方について議論</li></ul>

### ○ 今後のスケジュール

- ・次回(4月8日)、電気通信事業者等のプレゼンテーション、意見交換
- ・今後、数回のワーキンググループを開催し、論点整理等を進め、夏ごろに取りまとめを予定

### 「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」における検討事項

#### 電話リレーサービスについて、以下の①~③を検討

#### ① 提供の条件・費用負担等

- ●対象とする通訳方式(手話通訳・文字通訳)
- ●利用者の範囲(健聴者から聴覚障害者への通話、高齢者等)
- ●利用用途(法人利用(仕事での利用)、一定期間での利用の上限設定等)
- ●緊急通報の要件
- ●利用料金
- ●実施体制(手話・文字通訳センター、実施事業者等)
- ●需要と費用の予測
- ●費用の負担のあり方

#### **② オペレーターとなり得る通訳者(手話・文字)の要件等**

- ●オペレーターとなり得る通訳者(手話・文字)の要件について
- ●オペレーターとなり得る通訳者(手話・文字)の養成と確保について

#### ③ その他の課題

- ●周知広報・認知度向上のあり方
- ●実現に必要となる制度整備

等

等

### 電話リレーサービスに係る検討に当たっての基本的な考え方

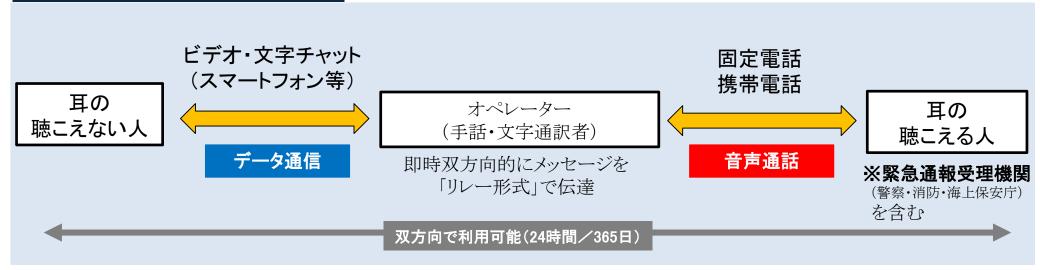
## <検討に当たっての基本的考え方>

公共インフラとしての電話リレーサービスの検討に当たっては、

- ① **安定的・継続的な提供**(持続可能な「ヒト・モノ・カネ」を確保できる実施体制)
- ② 適正性かつ効率性(適正なサービスを、効率よく実現)
- **③ 実現可能性**(技術、スケジュール、費用、国民理解などのバランス)

などに配慮し、**電話**(携帯電話を含む。)**の利用環境と同等の利用環境**を整備することを目指し、**可能なものを段階的に導入**すること。

### 電話リレーサービスのイメージ



## (参考)検討事項〈提供の条件・費用負担等〉

#### 現状 検討事項 対象とする通訳方式について、「手話通訳」と「文字通訳」をど ● 平成25年9月から、日本財団は、電話リレーサービスの無償 提供プロジェクトを実施。 のように考えるべきか。【制度】 • 利用可能時間: 8:00~21:00、年中無休(例:プラスヴォイス) ■ 電話リレーサービスの利用者の範囲をどのように考えるべきか。 利用登録者は約8.800人 【制度】 ●年間経費:約2.8億円 •緊急通報、健聴者から聴覚障害者への通話、法人利用(仕事での利 健聴者から聴覚障害者への通話 用)は不可 ・高齢者等の聴覚障害者以外の耳の不自由な人の利用 ◆ 公共インフラとしての電話リレーサービスの利用用途や内容に、 ● 厚生労働省は、平成29年度より、聴覚障害者情報提供施 一定の制限を設けるべきではないか。【制度・費用】 設における**電話リレーサービスへの補助を予算化**(平成30 年:8982万円)し、日本財団のプロジェクトと連動した施策を ・法人利用(仕事での利用)の制限 開始。 ·一定期間での利用時間等の上限 ● 電話リレーサービスによる緊急通報の要件として何が必要か。 ● 電気通信事業法の基礎的電気通信役務の制度は、地理的 【制度】 格差の是正を図るもの。また、その交付金制度は、基礎的電 ● 電話リレーサービスの提供条件について、24時間、365日の 気通信役務の提供によって現実に生じた適格電気通信事業 提供を前提として、利用料金をどのように考えるべきか。【費 者の赤字額の一部を補填する制度。 用】 ※事業者を指定する什組みは存在しない。 ● 電話リレーサービスの実施体制について、どのような体制が適 当か。【制度】 ・手話・文字通訳者センター ·実施事業者 ● 電話リレーサービスの需要と費用の予測をどのようにするか。

【費用】

■ 電話リレーサービスに必要となる費用の負担のあり方について、

どのように考えるべきか。【制度・費用】

#### 「オペレーターとなり得る通訳者(手話・文字)の要件等]

#### 検討事項 現状 ● 現在の電話リルーサービスの通訳者は、日本財団の事業者 ● オペレーターとなり得る通訳者(手話・文字)の要件について ガイドラインにおいて「登録する通訳オペレーターは、手話通 どのように考えるべきか。【制度】 訳技能認定試験および手話通訳者全国統一試験の合格者 と同等もしくはそれ以上の知識と技術を持った者、または全国 ● オペレーターとなり得る通訳者(手話・文字)の養成と確保の 統一要約筆記者認定試験の合格者と同等もしくはそれ以上 あり方をどのように考えるべきか。【制度・費用】 の知識と技術を持った者を採用するよう努めなければならな い。とされている。 ● 手話通訳士は、手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受 けた者であり、手話通訳者、要約筆記者は、都道府県が養成、 登録する者である。手話通訳士は、公職選挙法に規定される 政見放送において、手話通訳を担当することができる。(手話 通訳士:3.606人(H30.4.10現在)、手話通訳者:8,093人 (H26.3.31現在)、要約筆記者:3.513人(H26.3.31現在))

#### [その他]

現状	検討事項
<ul><li>● 聴覚障害者及び健聴者の電話リレーサービスに関する認知 度については、具体的なデータは不明である。</li></ul>	● 関係者が連携して、 <b>電話リレーサービスの周知広報、認知度</b> 向上をどのように進めていくべきか。【費用】
● 現行では、電話リレーサービス事業者には通信サービス、福祉サービスとして、法令上特段の規律はかかっていない。	● 電話リルーサービスと制度(法令)との関係を、 <b>どのように考え</b> <u>るべきか。【制度】</u>